

中国における日本の地名等に関する商標登録出願について
(特許庁委託事業)

2011年6月10日
日本貿易振興機構
北京事務所

ここ数年、外国の商標が中国では出願・登録されていないことを奇貨として、第三者が先に当該商標を出願・登録する事例（いわゆる「冒認出願」）が中国において大きな問題となっています。日本貿易振興機構北京代表処（JETRO 北京事務所）は特許庁からの委託を受け、2008年以降、中国における冒認出願への対策を積極的に講じてきました。

中国における冒認出願の状況、特に、日本の地名・地域ブランドの冒認出願は、未だに第三者による出願がなされ、その状況は常に変化しており、継続的な調査と現状把握が必要です。そこで、2010年度も引き続き日本の都道府県名・政令指定都市名・地域団体商標が中国において、既に商標出願されているかどうかの調査を実施いたしました。また、日本の地方自治体も自ら商標出願する等の対策を講じておりますので、その実態も調査をいたしました。

今般、日本の地名等商標出願問題に関する活動報告（2010年度）及び活動計画（2011年度）についてとりまとめましたので、報告いたします。

- 1 日本の地名等商標出願問題に関する活動報告（2010年度）及び活動計画（2011年度）
- 2 中国における日本の地名等に関する商標登録出願の調査結果（2010年度）

なお、日本の地名等商標出願問題に関する調査や報告書の作成等は、特許庁からの委託を受け実施いたしました。

日本の地名等商標出願問題について

1 活動報告 (2010 年度)

あらゆる機会を活用し、中国国家工商行政管理総局及び商標局に対して、日本の地名等に関する商標登録出願の問題を指摘しました。そして、地方自治体等との意見交換及び相談を実施することにより、中国商標制度の理解を促進させるとともに、地方自治体等が直面する課題を把握し、今後の対策に反映させることができました。また、日米欧中4局が共同して悪意商標出願シンポジウムを開催し、悪意による商標出願に対する4局の取り組みや今後の方向性を議論いたしました。

さらに2008年6月9日より引き続き、中国における日本の地名等の冒認出願に対する対策の一環として、中国での商標制度の解釈や、出願・審判・訴訟等の手続きについて、現地法の専門家による特別相談窓口を設置し、電話・メールによる個別の御相談に対応してきました。

2 活動計画 (2011 年度)

(1) 商標出願無料調査

中国国家工商行政管理総局商標局ウェブサイト「中国商標網」は、インターネットを使えば誰でも検索することが可能です。しかし、中文又は英文による入力が必要であるため、地方自治体等にとって必ずしも使いやすいものとはなっておりません。そこで、JETRO 北京事務所では、地方自治体等の冒認出願調査を支援する観点から、下記の要領で商標出願検索を無料で行います。

- | | |
|----------|---|
| ・ 依頼者の要件 | 日本国の地方自治体、事業協同組合、一般財団法人、一般社団法人に限る。 |
| ・ 検索の対象 | 漢字又はローマ字のみで構成される商標に限る。
ひらがな・カタカナ・その他外国語等を含む商標は検索いたしません。 |
| ・ 検索回数 | 1回あたり10以下の商標、依頼者あたり年度2回を上限とします。 |
| ・ 依頼先 | メールアドレス (post@jetro-pkip.org) に送付すること。
様式は特にございませぬ。 |

- | | |
|-------|--|
| ・回答方法 | 原則、メール受領日から2週間以内。
送付者のメールアドレスに返信いたします。 |
| ・その他 | 予算に限りがあるため、依頼を受けても回答できない場合があります。予めご了承ください。 |

(免責条項)

日本貿易振興機構北京事務所による調査結果は、あくまでも参考として情報提供するものです。検索漏れ等により依頼者に損害が生じたとしても、日本貿易振興機構は何ら責任を負いません。

(2) 相談窓口

2011年度も引き続き、現地法の専門家による特別相談窓口を設置し、電話・メールによる個別の御相談に対応いたします。

ジェトロ北京代表処 「冒認商標問題相談窓口」

担当：谷山、高村

連絡先：+86-10-6528-2781

メールアドレス：post@jetro-pkip.org

中国における日本の地名等に関する商標登録出願の調査結果（2010年度）

1 目的

日本の都道府県名・政令指定都市名・地域団体商標が、中国において既に商標出願されているかどうかの調査を実施し、出願の傾向等を分析する。

2 調査方法

中国国家工商行政管理総局商標局ウェブサイト「中国商標網」を使用し、下記（1）及び（2）は2011年2月、下記（3）は2011年5月に調査を実施した。

（1）都道府県名、政令指定都市名

- ① 「中国商標網」における商標総合検索機能（商标综合查询）を使用。
- ② 商標名称（商标名称）の項目に各都道府県名または政令指定都市名を入力。
- ③ 入力したものと同一のものを検索（精确）。

（2）地域団体商標検索

- ① 「中国商標網」における商標総合検索機能（商标综合查询）を使用。
- ② 検索対象商標は日本特許庁ウェブサイトに掲載された地域団体商標（2011年1月付：467件）。
- ③ 入力した用語を含むものを検索（包含）。

（3）出願人検索

- ① 「中国商標網」における商標総合検索機能（商标综合查询）を使用。
- ② 商標出願人（中文）（申请人名称(中文)）の項目に各都道府県名を入力。
- ③ 入力した用語を含むものを検索（包含）。

3 調査結果

(1) 都道府県・政令指定都市（2007年度に引き続き、第4回目の調査）

都道府県及び政令指定都市の漢字名称だけで構成される文字商標（図形を用いた商標は除外）であって、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む商標を対象として調査した。

既に無効となった商標出願を除き、都道府県名のうち27の名称において、また政令指定都市では3つの名称において、日本の府県名及び政令指定都市名等とほぼ同一の商標出願が確認された。また、このうち北海道、宮城、新潟、名古屋を除く24の府県名及び2つの政令指定都市名については、既に一部の出願が審査を経て登録となっていることが確認された。

＜出願されている都道府県名＞

北海道、青森、宮城、秋田、福島、群馬、千葉、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、京都、兵庫、和歌山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島

＜出願されている政令指定都市名＞

名古屋、川崎、浜松

下線は、日本の都道府県名及び政令指定都市名とほぼ同一の商標出願（既に無効となった商標出願を除く。）において、登録された出願が無いもの。ただし、異議申立中、取消審判中の案件は未登録として取り扱った。

また、2009年度調査との比較を行ったところ、下記道府県の名称の商標出願・商標登録に変化があった。

＜出願段階で新たに拒絶された商標出願がある地名＞¹

北海道、秋田、福島、千葉、富山、石川、福井、長野、愛知、京都、奈良、福岡、川崎

＜新たに初審公告（又は登録）された商標出願がある地名＞²

富山、福井、愛知、山口、香川、佐賀

¹ 拒絶不服審判が請求された案件を含む。

² 異議が申し立てられた案件を含む。2009年度調査時に初審公告されていた商標が、2010年度調査時に登録されていた案件は除く。

(2) 地域団体商標 (2008 年度に引き続き、第 4 回目の調査)

2011 年 1 月時点で登録され、日本人が権利者である地域団体商標だけで構成される文字商標 (図形を用いた商標は除外) であって、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む商標を対象として調査した。

①中国企業による出願

「南部鉄器」(21 類：異議申立中)

「米沢織」(24 類：拒絶)

「米沢牛」(29 類：2010 年 9 月出願)

「九谷焼」(21 類：2003 年 1 月登録。30 類：2008 年 12 月登録)³

「美濃焼」(21 類：2007 年 4 月登録)

「淡路瓦」(19 類：拒絶)

「上野焼」(29 類。2009 年 6 月登録)

「宮崎牛」(29 類。2009 年 9 月出願)

②日本企業等による出願

「江戸小紋」

日本企業からの出願 (3 類：2005 年 11 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は東京都染色工業協同組合。

「輪島塗」

日本企業からの出願 (21 類：2011 年 1 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は輪島漆器商工業協同組合。

「加茂桐箆笥」

加茂商工会議所からの出願 (20 類：2009 年 10 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は加茂箆笥共同組合。

「播州針」

日本企業からの出願 (28 類：2010 年 9 月登録)。日本の地域団体商標の権利者は兵庫県釣針協同組合。

「小城羊羹」

日本企業からの出願 (30 類：2010 年 10 月出願)。日本の地域団体商標の権利者は小城羊羹協同組合。

³ 日本の地域団体商標の権利者である石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会は、2008 年 4 月に「九谷陶磁器」を商標出願したが、拒絶となっている。

「知覧茶」

日本企業からの出願（30 類：2010 年 1 月登録）。日本の地域団体商標の権利者は南さつま農業共同組合。

「石垣の塩」

日本企業からの出願（30 類：2009 年 11 月出願）。日本の地域団体商標の権利者は八重山観光振興協同組合。

③日本の権利者が関与した出願

「南部鉄器」

日本の地域団体商標の権利者である岩手県南部鉄器協同組合連合会からの出願（21 類：2009 年 9 月出願）

「高岡銅器」

日本の地域団体商標の権利者である伝統工芸高岡銅器振興協同組合・高岡銅器協同組合からの出願（21 類：2011 年 4 月登録）

「市田柿」

日本の地域団体商標の権利者であるみなみ信州農業協同組合・下伊那園芸農業協同組合からの出願（29 類：拒絶）

◆「みずなみ焼」

日本の地域団体商標の権利者である瑞浪陶磁器工業協同組合⁴からの出願（21 類：2009 年 6 月出願）

「飛騨・高山の家具」及び「飛騨の家具」

日本の地域団体商標の権利者である協同組合飛騨木工連合会からの出願（20 類。2010 年 1 月及び 2 月登録）。

「関の刃物」

日本の地域団体商標の権利者である協同組合岐阜県刃物会館からの出願（8 類。2010 年 3 月登録）。

◆「関の刃物」

日本の地域団体商標の権利者である協同組合岐阜県刃物会館からの出願（8 類：拒絶）。

「松阪牛」及び「松阪肉」

松阪市の依頼による同市内の中国進出企業からの出願（29 類及び 43 類：2006 年 5 月出願）

⁴ 日本の地域団体商標の共同出願人である恵那陶磁器工業協同組合は、中国の商標出願の共同出願人とはなっていない。

「北山丸太」

日本の地域団体商標の権利者である京都北山丸太生産共同組合・京北銘木生産共同組合からの出願（19類：2011年1月初審公告）。

「京扇子」「京うちわ」

日本の地域団体商標の権利者である京都扇子団扇商工協同組合からの出願（20類：拒絶）

「豊岡鞆」

日本の地域団体商標の権利者である兵庫県鞆工業組合からの出願（18類：2010年12月登録）

「本場奄美大島紬」

日本の地域団体商標の権利者である本場奄美大島紬協同組合からの出願（24類。2000年11月登録）。

◆「琉球泡盛」

日本の地域団体商標の権利者である沖縄県酒造組合連合会からの出願（33類：2007年10月出願）。

なお、地域団体商標の権利者以外の者から出願された場合であっても、必ずしも冒認出願ということではない。また、◆を付した出願は、中国の団体商標として出願したものの。

（3）出願人検索（本年度が第1回目の調査）

都道府県名で検索した結果、9の道県及び1の地方自治体（都道府県を除く）から商標出願⁵があった。なお、地方自治体と関連があると思われる財団法人、または事業協同組合からの商標出願も数多く見られた。

<出願した道県>

北海道、青森県、山形県、滋賀県、和歌山県、福岡県、佐賀県、長崎県
鹿児島県

<出願した地方自治体（都道府県以外）>

群馬県嬭恋村

⁵ 図形を用いた商標も含む。